沖縄県公報

公

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に) 当たるときは休刊とする。

目 次

企業局事項

○沖縄県企業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程
\odot 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程8
○沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程9
\bigcirc 沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程9
○沖縄県企業局建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示10
○沖縄県企業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令10
病院事務局事項
○沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程11
○沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程12
○沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程12
○沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程
○沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程30
○新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務
手当の特例に関する規程を廃止する規程31
○沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正す
る訓令31
○新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職
員の特殊勤務手当の特例に関する規程を廃止する訓令34
議会事項
○沖縄県議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令34

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第1号

沖縄県企業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。 令和6年3月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県企業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程

(沖縄県企業局公印規程の一部改正)

第1条 沖縄県企業局公印規程(昭和47年沖縄県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 第3条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第6条第1項中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に、「総務企画課に」を「総務課に」に改め、同条第3項及び第4項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第10条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

別表沖縄県企業局之印の項、沖縄県公営企業管理者之印の項、沖縄県公営企業管理者職務代理者之印の項、沖縄県企業局長之印の項、沖縄県企業局企業企画統括監之印の項、沖縄県企業局企業技術統括監之印の項及び沖縄県企業局課長之印の項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第2号様式中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県企業職員給与規程の一部改正)

第2条 沖縄県企業職員給与規程(昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。 別表第3の6級の項中「、企画調整監」を削る。

別表第4本庁の項及び別表第5本庁の項中「企画調整監 建設調整監」を「建設調整監」に改める。 (沖縄県企業職員被服等貸与規程の一部改正)

第3条 沖縄県企業職員被服等貸与規程(昭和48年沖縄県企業局管理規程第12号)の一部を次のように改正 する。

別表常勤職員の項中

びに施設整備に係る基本調査及び水利権に関する業務に従事する者	作業服(上、下) 作業靴 安全帽 雨合羽 雨靴	1 1 1 1	1年 1年 3年 2年 2年	を
する者	作業服(上、下) 作業靴 安全帽 雨合羽 雨靴	1 1 1 1	1年 1年 3年 2年 2年	
関する業務に従事する者	作業服(上、下) 作業靴 安全帽 雨合羽 雨靴	1 1 1 1 1	1年 1年 3年 2年 2年	(2

改める。

(沖縄県企業局組織規程の一部改正)

第4条 沖縄県企業局組織規程(昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。 第4条の表総務企画課の項中「総務企画課」を「総務課」に、「企画財務班 計画班」を「予算班」に 改め、同項の次に次のように加える。

経営計画課 経営班 計画班

第5条(見出しを含む。)中「総務企画課」を「総務課」に改め、同条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、同条第8号中「組織」の次に「(経営計画課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第9号を第6号とし、第10号から第12号までを3号ずつ繰り上げ、同条第13号を削り、同条第14号中「予算」の次に「(経営計画課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第10号とし、同条第15号中「執行管理」の次に「(経営計画課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第11号とし、同条第16号を同条第12号とし、同条第17号を同条第13号とし、同条第18号及び第19号を削り、同条第20号を同条第14号とし、同条第21号を同条第15号とし、同条第22号から第28号までを削り、同条第29号を同条第16号に改める。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(経営計画課の事務)

- 第5条の2 経営計画課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 局事業の総合的企画、調整及び重要事業の進行管理に関すること。
 - (2) 経営の健全化に関すること。
 - (3) 組織の将来像に関すること。

- (4) 水道及び工業用水道の料金に関すること。
- (5) 広報及び統計に関すること。
- (6) 官民連携に関すること。
- (7) コンピューターシステムの利用による情報管理に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (8) 企業局ネットワークシステムに関すること。
- (9) 局事業のデジタル化の推進に関すること。
- (10) 水道施設及び工業用水道施設の改良(小規模な事業に限る。)及び修繕に関する予算の要求並びにその執行管理に関すること。
- (11) 施設整備に係る基本調査及び基本計画に関すること。
- (12) 国庫補助金に係る事務に関すること。
- (13) 水資源の開発利用に関すること。
- (14) 水利権に関すること。
- (15) 水道広域化に関すること(建設課の所掌に属するものを除く。)。
- 第6条に次の1号を加える。
- (12) エネルギー管理に関すること。

第14条の表企業企画統括監の項中「総務企画課」を「総務課、経営計画課(計画班を除く。)」に改め、同表企業技術統括監の項中「配水管理課」を「経営計画課(計画班に限る。)、配水管理課」に改め、同表企画調整監の項を削り、同表班長の項の次に次のように加える。

支援主幹		課の特定事項を処理するとともに、 援に関する事務に従事する。	特に指定された業務に対する支
------	--	-----------------------------------	----------------

第16条の表班長の項の次に次のように加える。

支援主幹	必要と認める出先	出先機関の特定事項を処理するとともに、	特に指定された業務に対
	機関	する支援に関する事務に従事する。	

(沖縄県企業局職員服務規程の一部改正)

第5条 沖縄県企業局職員服務規程 (昭和50年沖縄県企業局管理規程第4号) の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第5条、第6条の9、第6条の10、第14条、第26条及び第29条の2第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第1号様式中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第4号様式、第4号様式の9及び第4号様式の11中

ı	管 理 者	統 括 監	総務企画課長	班長	班	
						を

管理者 統括監 総務課長 班 長 班

に改める。

第5号様式中

管理者	統括監	総務企画 課 長	班長	班

を

-					
	管 理 者	統 括 監	総務課長	班 長	班

	管	理	者	統	括	監	総	務	課長	班	長	班	

に改める。

(沖縄県企業局自動車等管理規程の一部改正)

第6条 沖縄県企業局自動車等管理規程(昭和51年沖縄県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正 する。

第4条第7項、第5条第3項及び第12条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県企業局職員研修規程の一部改正)

第7条 沖縄県企業局職員研修規程 (昭和53年沖縄県企業局管理規程第9号) の一部を次のように改正する。

第10条から第13条まで、第15条、第17条、第19条、第20条、第21条、第23条(見出しを含む。)及び第24条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第1号様式中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県企業局防火等管理規程の一部改正)

第8条 沖縄県企業局防火等管理規程(昭和53年沖縄県企業局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

別表第1中 総務企画課 1 総務企画課 局長室 企業技監室 統括監室 参事室 会議室 共用倉庫 休憩室 予備室

を	総務課	1	総務課 局長室 企業技監室 統括監室 参事室 会議室 共用倉庫 休憩室 予備室	に改める。
在	経営計画課	1	経営計画課	(CLX (X) (V) o

(沖縄県企業局職員公舎管理規程の一部改正)

第9条 沖縄県企業局職員公舎管理規程(昭和56年沖縄県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第27条第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第10号様式中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県企業局庁舎等管理規程の一部改正)

第10条 沖縄県企業局庁舎等管理規程(昭和56年沖縄県企業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第11条 沖縄県企業局職員安全衛生管理規程(昭和60年沖縄県企業局管理規程第4号)の一部を次のように

改正する。

第6条第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第18条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第35条第3項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第37条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(沖縄県企業局文書編集保存規程の一部改正)

第12条 沖縄県企業局文書編集保存規程 (昭和60年沖縄県企業局管理規程第8号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第8条、第9条第1項、第10条第4項及び第11条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

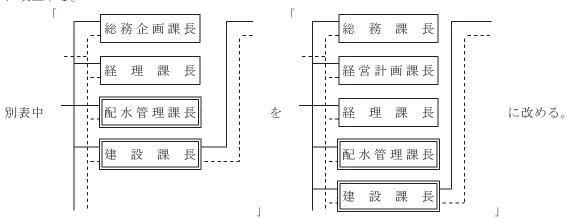
第13条第1項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第15条、第15条の2、第15条の3第1項、第18条第2項及び第19条中「総務企画課長」を「総務課長」 に改める。

別表1の項、2の項第12号及び3の項第5号中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第13条 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程(平成4年沖縄県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。



別表第1総務企画課の項中「総務企画課」を「総務課」に改め、「7 水道事業及び工業用水道事業の施設整備に係る基本調査及び基本計画に関すること。」を削り、同項の次に次のように加える。

経営計画課 1 水道事業及び工業用水道事業の施設整備に係る基本調査及び 基本計画に関すること。

(沖縄県企業局文書管理規程の一部改正)

第14条 沖縄県企業局文書管理規程(平成7年沖縄県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第3条第3項及び第4条第1項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第6条第1項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第9条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第12条、第14条第1項、第15条第1項及び第24条第1項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第35条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

別表総務企画課の項中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項の次に次のように加える。



 班
 長

 班
 員

(沖縄県企業局事務決裁規程の一部改正)

第6号様式及び第6号様式の2中

第15条 沖縄県企業局事務決裁規程 (平成10年沖縄県企業局管理規程第3号) の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「企画調整監及び」を削る。

第6条第3項中「総務企画課長」を「総務課長」に、「配水管理課長」を「経営計画課長」に改める。

第8条の2(見出しを含む。)中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

別紙第4中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

別紙第6中「配水管理課長」を「経営計画課長」に改める。

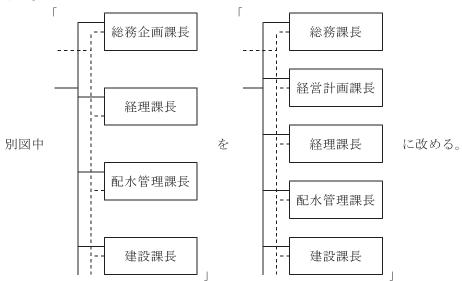
(沖縄県企業局電磁的記録管理規程の一部改正)

第16条 沖縄県企業局電磁的記録管理規程 (平成13年沖縄県企業局管理規程第8号) の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第7条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部改正)

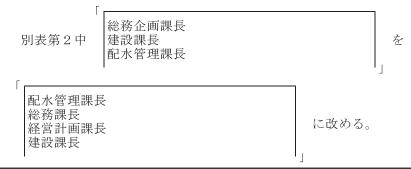
第17条 沖縄県企業局エネルギー管理規程(平成18年沖縄県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。



別表第1総務企画課の項中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項の次に次のように加える。

経営計画課 1 水道施設及び工業用水道施設の基本計画策定時に係る省エネルギー措置に関すること。

別表配水管理課の項中「6 水道施設及び工業用水道施設の基本計画策定時に係る省エネルギー措置に 関すること」を削る。



別表第3中

建設課建設第1班長 総務企画課計画班長 総務企画課企画財務班長

を

総務課予算班長 経営計画課経営班長 経営計画課計画班長 建設課建設第1班長

に改める。

(沖縄県企業局標準的な職を定める規程の一部改正)

第18条 沖縄県企業局標準的な職を定める規程(平成28年沖縄県企業局管理規程第2号)の一部を次のよう に改正する。

本則の表中「、企画調整監」を削り、「班長及び」を「班長、支援主幹及び」に改める。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長

松

田

了

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程(昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第32条、第76条第3項、第101条、第102条、第103条の2、第104条、第105条第1項、第107条から第109 条まで、第110条第1項及び第2項並びに第112条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第115条の3中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

別表第4企業債の元利償還金の項中「企画財務班長」を「予算班長」に改める。

様式第4号(その1)及び様式第5号(その1)中

総務企画課	総務課	企画 長	調	整	監	班	長	班	員
画課									
	班	員	担	当	者	起	票		

総 総課 務長 班 長 班 員 務 課 本 担当者 班 票 員 起

に改める。

様式第5号の2(その1)及び様式第5号の3(その1)中

総務企画課	総利画部	务企 果長	調整監	班	長	班	員
一 連 課							
	班	員	担当者	起	票		

Γ	総務	総課	務長	班長	班員
٠,٠	務課				
を		班	員	担当者	起票

に改め

る。

班 員

様式第28号の2中

 課長調整監班長班員
 を
 課長班長班員
 に改

める。

様式第28号の3中

総務企	総務企画課 長	調整監	班長	班員	を	総務	総課	務長	
正画課					<u>«</u>	課			

に改める。

様式第30号及び様式第33号中

Γ				
総務企画	総務企 画課長	調整監	班長	班員
正画課				
	班員	担当者	起票	

 総
 総
 務

 班
 更
 班

 班
 月
 担当者
 起

に改め

T

ろ.

様式第42号中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田

班 長

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程(昭和60年沖縄県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(化学物質管理者)

- 第6条の2 出先機関に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第12条の5 第1項に規定する管理を行わせるため、化学物質管理者を置く。
- 2 前項の化学物質管理者は、当該出先機関の技術総括又は副参事の職にある者をもって充てる。

第10条第2項中「労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)」を「省令」に 改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(保護具着用管理責任者)

- 第11条の2 省令第12条の6第1項の規定に基づき出先機関に置く保護具着用管理責任者は、当該出先機関の安全衛生管理者が当該出先機関に所属する職員のうちから選任する。
- 2 安全衛生管理者は、保護具着用管理責任者を選任し、又は解任したときは速やかに保護具着用管理責任 者選(解)任報告書(第1号様式)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。 第20条に次の1号を加える。

(9) リスクアセスメント対象物健康診断 別表第1に次のように加える。

 リスクアセスメント対象物健康診断
 リスクアセスメント対象物(省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。)を取り扱う業務に常時従事する職員
 医師又は歯科医師が必要と認め 2第3項及び第4項の規定に該当するとき

「 安全管理者

第1号様式中「第11条関係」を「第11条、第11条の2関係」に改め、

衛生管理者安全衛生推進者作業主任者

「安全管理者衛生管理者

報告書 を 安全衛生推進者 選(解)任報告書 に改める。

作業主任者

保護具着用管理責任者

別 別

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和6年3月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程(平成4年沖縄県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改 正する。

目次中「第18条」を「第18条の2」に改める。

第2条第1号中「第38条第3項」を「第38条第4項」に改める。

第5章中第18条の次に次の1条を加える。

(サイバーセキュリティの確保)

第18条の2 施設管理者は、工作物の保安を確保するため、管理者が別に定めるところにより、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保のための適切な措置を講ずるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、令和6年3月29日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第5号

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局エネルギー管理規程(平成18年沖縄県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第7条第2項中「第51条第1項」を「第55条第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月29日から施行する。

沖縄県企業局告示第1号

沖縄県企業局建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように 定める。

令和6年3月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県企業局建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県企業局建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程(昭和50年沖縄県企業局告示第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県企業局訓令第6号

沖縄県企業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県企業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(沖縄県企業局職員の駐在等に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県企業局職員の駐在等に関する規程(昭和48年沖縄県企業局訓令第1号)の一部を次のように 改正する。

別表総務企画課の項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(沖縄県企業職員分限懲戒審査委員会規程の一部改正)

第2条 沖縄県企業職員分限懲戒審査委員会規程(昭和51年沖縄県企業局訓令第1号)の一部を次のように 改正する。

第2条第3項第2号中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 経営計画課長

第8条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部改正)

第3条 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程(平成8年沖縄県企業局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第2号様式中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県企業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部改正)

第4条 沖縄県企業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程(平成14年沖縄県企業局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第7条第1項中「総務企画課」を「総務課」に改め、同条第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に

改める。

第8条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県企業局渇水対策本部設置要綱の一部改正)

第5条 沖縄県企業局渇水対策本部設置要綱 (平成17年沖縄県企業局訓令第2号) の一部を次のように改正 する。

第6条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

別表総務班の項中「総務企画課長」を「総務課長」に、「総務企画課」を「総務課」に、

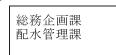
3 渇水対策にかかる予算措置に関すること。 4 苦情の受付、処理の統括に関すること。 5 渇水対策にかかる資材、物品の調達に関すること。	を
--	-------

3 渇水対策に係る予算措置に関すること。 4 苦情の受付、処理の統括に関すること。 経理課 渇水対策に係る資材、物品の調達に関すること。

に改め、同表配水班

の項中「建設計画課」を「建設課」に、「かかる」を「係る」に改め、同表広報班の項中「総務企画課

長」を「経営計画課長」に、





に改める。

(沖縄県企業局危機管理委員会設置規程の一部改正)

第6条 沖縄県企業局危機管理委員会設置規程(平成26年沖縄県企業局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務企画課長」を 「総務課長」に改める。 経営計画課長」

(沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部改正)

第7条 沖縄県企業局職員の人事評価実施規程(平成28年沖縄県企業局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第23条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

別表第1中「企画調整監 建設調整監」を「建設調整監」に改める。

別表第5中「総務企画課」を「総務課」に、「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

病院事務局事項

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局事務決裁規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の24の項中(4)を削り、同項中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とする。別表第 1 に次の 1 項を加える。

28 沖縄県病院事業局固定資産管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号。以下「固定資産管理 規程という。」)第16条の規定に基づき、固定資産の売却、撤去又は廃棄を承認すること。 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号」の次に「。以下「標準的職設置規程」という。)」を加える。

第20条第21号中「第16条第14号」を「第16条第15号」に改め、同号を同条第22号とし、同条第20号の次に次の1号を加える。

② 職員 (標準的職設置規程別表第1に規定する県立病院に勤務する医師に限る。) が医療法 (昭和23年 法律第205号) 第123条に規定する休息予定時間中に労働をした時間に相当する時間の休息時間を確保す る場合 休息予定時間中に労働した時間に相当する時間 (当該労働時間に1時間未満の端数がある場合 には、1時間に切り上げる。)

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第4号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第7項を削り、同条第8項中「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「から第8項まで」を「又は第7項」に改め、同項を同条第9項とする。

第18条に次の2号を加える。

- (12) 離島救急患者ヘリコプター等搬送添乗業務手当
- (13) 離島診療所代替看護業務手当

第28条の2の次に次の2条を加える。

(離島救急患者ヘリコプター等搬送添乗業務手当)

- 第28条の3 離島救急患者ヘリコプター等搬送添乗業務手当は、次に掲げる場合に支給する。
 - (1) 広域異動職員が、離島の救急患者搬送においてヘリコプター等に添乗する業務に従事したとき。
 - (2) 病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員のうち管理者の定める職員が、離島の救急患者搬送態勢確保の業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号の業務 その勤務1回につき、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額 ア ヘリコプター等に搭乗し、目的地に到着した場合 次に掲げる額
 - (ア) 医師 40,000円
 - (4) 医師以外 10,000円

イ ヘリコプター等に搭乗した以後、目的地に到着しないで引き返した場合 次に掲げる額

- (ア) 医師 30,000円
- (4) 医師以外 7,500円
- ウ 病院等から出発してヘリコプター等に搭乗しないで引き返した場合 次に掲げる額
 - (ア) 医師 10,000円
 - (4) 医師以外 2,500円
- (2) 前項第2号の業務(前項第1号の業務が発生した場合を除く。) 次に掲げる額
 - ア 月曜日から土曜日まで 5,000円
 - イ 日曜日 10,000円

(離島診療所代替看護業務手当)

- **第28条の4** 離島診療所代替看護業務手当は、病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員のうち、 離島診療所の支援を行うため、本庁機関から派遣される看護師が、診療所において代替看護業務に従事した ときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、勤務1月につき、60,000円(広域異動育児短時間勤務職員等及び地域異動育児短時間勤務職員等にあっては、当該額に算出率を、広域異動定年前再任用短時間勤務職員等及び地域異動定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、当該額に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第33条第3項中「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第43条第3項中「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第54条第3項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

第61条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の102.5」に、「100分の127.5」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附則第20項中「附則第13項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第19項中「附則第13項」を「附則第16項」に、「附則第15項」を「附則第18項」に改め、同項を附則 第22項とする。

附則第18項中「附則第15項」を「附則第18項」に、「附則第13項」を「附則第16項」に改め、同項を附則 第21項とする。

附則第17項中「附則第13項」を「附則第16項」に、「附則第15項」を「附則第18項」に改め、同項を附則 第20項とする。

附則中第16項を第19項とする。

附則第15項中「附則第17項」を「附則第20項」に、「附則第13項」を「附則第16項」に改め、同項を附則 第18項とする。

附則中第14項を第17項とする。

附則第13項中「附則第15項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第12項中「定める。」を「定め、別表第10中

- 昇給の 号給数	8	6	4 (広域異動管理職員にあっては、3)	2	0
万和奴	2	1	0	0	0

とあるのは、

昇給の 号給数	7	5	4	2	0
夕 和 奴	2	1	0	0	0

とする。」に改

め、同項を附則第15項とする。

Γ

附則中第11項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

(昇格に関する特例)

14 第7条第2項第3号イの規定は、別表第13に掲げる職を占める職員以外ついて、当分の間、適用しない。

附則中第10項を第12項とし、附則第9項の次に次の見出し及び2項を加える。

(離島診療所代替診療業務手当)

10 病院(診療所を除く。)に所属する医師が、週休日又は休日に、診療所において、駐在する医師に代わ

- り、診療所管理業務に従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として離島診療所代替診療業務手当を支給する。
- 11 前項の離島診療所代替診療業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、30,000円とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第5号

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局財務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。 目次中「第3節 管理及び処分(第104条—第110条)」を「第3節 管理(第104条—第110条)」に改 め、「第14章 雑則(第129条—第132条)」を「第14章 契約(第129条—第137条) 第15章 雑則(第138条—第141条)」

第6条1項中「企業出納員が常時保管することができる」を「企業出納員がつり銭及び現金での支払に充てるため常時保管することができる」に改め、同条第2項第2号中「10万円」を「20万円」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 病院総務事務センターに置かれた現金取扱員 100万円
- 第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 診療所に置かれた現金取扱員がつり銭に充てるための保管限度額は、10万円とする。

第13条第1項中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

第29条第4項を次のように改める。

- 4 納入通知書に指定する納入期限は、別に定めがある場合又は特別の理由がある場合を除き、次に掲げる 区分により指定しなければならない。ただし、指定すべき日が休日(日曜日又は銀行法施行令(昭和57年 政令第40号)第5条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、その翌日とする。
 - (1) 年額で定めたものは、その会計年度の4月30日
 - (2) 前号によるもののほかは、調定の日から15日以内の日

第32条の2見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「自治法第231条の2第6項」を「自治法第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定代理受託者」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
- (2) 指定をした日
- (3) 指定納付受託者が取り扱うことができる収入の内容

第38条中「所属長は、未収金から除外するとともに、不納欠損処分調書により局長に報告しなければならない」を「不納欠損について所属長の決裁を受けなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により不納欠損の手続をしたときは、不納欠損処分調書により局長に報告しなければならない。

第40条中「所属長は、」の次に「法第33条の2の規定により」を加える。

第41条を次のように改める。

(予算執行伺及び支出負担行為)

- 第41条 予算を執行しようとするときは、その理由、予定価格、所属年度、予算科目、予算の執行状況その 他必要な事項を記載した書類により、予算執行伺をしなければならない。ただし、次に掲げる経費に係る ものについては支出負担行為兼支払伝票をもってこれに代えることができる。
 - (1) 給料
 - (2) 手当
 - (3) 報酬
 - (4) 法定福利費

- (5) 退職給付費
- (6) 旅費交通費
- (7) 光熱水費
- (8) 賃借料(日本放送協会受信料に限る。)
- (9) 通信運搬費 (電話、電報、後納郵便及び道路使用料に限る。)
- (10) 租税公課
- (11) 旅費
- (12) 支払利息
- (13) 企業債償還金
- (14) 借入金償還金
- (15) 病院における給食材料費、医療消耗備品費、職員被服費、消耗品費、修繕費、雑費、図書費及び研究 雑費に係る3万円未満の物品の購入
- 2 院長及び所長は、修繕費(予定価格が1件200万円以上の修繕工事)について、予算を執行しようとするときは、局長に合議しなければならない。ただし、予見しえない事故等による応急工事及び器械備品の修繕に係るものはこの限りでない。
- 3 支出負担行為を行おうとするときは、現金の支払を伴う支出については支出負担行為書により、現金の 支払を伴わない支出については振替伝票により決定し、支出予算整理簿に整理しなければならない。
- 4 支出負担行為書による支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、別表第4のとおりとする。
- 5 前項の別表第4に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第5に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第5に定める区分によるものとする。

第44条第2項第4号中「交際に要する経費の支払事務取扱要領」を「交際費適正執行指針」に改め、同項 に次の1号を加える。

(5) 前各号に定める経費のほか、局長が別に定める経費

第47条第2項中「別表第4」を「別表第6」に改める。

第49条第3号中「保証事業会社」の次に「(以下「保証事業会社」という。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費(当該年度の支払額が100万円未満の経費に限る。) 第49条の次に次の2条を加える。

(繰替払)

第49条の2 政令第21条の8第3号の規定により繰替払のできる経費及び収入金は、診療所における金融機関に支払う経費及び診療所収入とする。

(支出事務の委託)

- 第49条の3 政令第26条の4第1項の規定による私人に対する支出の事務の委託については、局長が別に定める。
- 2 支出事務の委託を受けた者は、支出の事務が完了したときは、別に局長が定めるところにより、その結果を所属長を経て企業出納員に報告しなければならない。

第81条中「自治令」を「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)」に改める。

第101条を次のように改める。

第101条 削除

第8章第3節の節名中「管理及び処分」を「管理」に改める。

第104条の見出しを削る。

第105条から第110条までを次のように改める。

第105条から第110条まで 削除

第14章中第132条を第141条とし、第129条から第131条までを9条ずつ繰り下げる。

第14章を第15章とする。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 契約

(随意契約によることができる金額)

- 第129条 政令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
 - (1) 工事又は製造の請負 250万円
 - (2) 財産の買入れ 160万円
 - (3) 物件の借入れ 80万円
 - (4) 財産の売払い 50万円
 - (5) 物件の貸付け 30万円
 - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円
- **第130条** 局長又はその委任を受けて契約を締結する者(以下「契約担当者」という。)は、政令第21条の13第1項の規定により随意契約をしようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。
- 2 前項の規定により予定価格を定める場合において、次条第3項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げるとき、並びに1件100万円未満については予定価格調書の作成を省略し、予算執行何でもってこれに代えることができる。

(見積書)

- 第131条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して2人以上から見積書を取らなければならない。ただし、1件の金額が10万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により2人以上から見積書を取ることができない場合は1人から見積書を取るものとする。
- 2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、見積書を取ることに代えて、契約担当者の使用に係る電子計 算機と見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して 見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を取ることができる。
- 3 契約担当者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を省略する ことができる。
 - (1) 新聞、その他の定期刊行物及び例規等の追録を購入するとき。
 - (2) 官公署と随意契約を締結するとき。
 - (3) 自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を委託するとき。
 - (4) 季節がある産物又は腐敗のおそれがある物件の購入で、見積書を取る暇がないとき。
 - (5) 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。
 - (6) 1件の金額が、3万円未満の契約を締結しようとするとき。
 - (7) 土地の買入れ又は借入れ及び物件等の補償で、その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結しようとするとき。

(入札保証金)

- 第132条 政令第21条の14の規定による入札保証金の率は、見積る契約金額(長期継続契約(自治法第234条の3に規定する長期継続契約をいう。以下同じ。)に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上とする。
- 2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。
 - (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に病院事業局(以下「局」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 競争入札(建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)に参加しようとする者が、局長が確実と認める金融機関又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
 - (3) 競争入札(建設工事に係る競争入札を除く。)に付する場合において、自治令第167条の4及び自治令第167条の11に規定する資格を有する者で国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 自治令第167条の4及び自治令第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札(建設工事に係る競争入札で設計金額4億円未満の場合に限る。)に付する場合において、その者が契約を締結しない

こととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金)

- 第133条 政令第21条の14の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。
- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を 免除することができる。
 - (1) 契約の相手が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年 勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。) 若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的 団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を 履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
 - (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 局の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸し付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - (12) 政令第21条の13第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約書の作成)

- **第134条** 契約担当者は、契約を結ぼうとするときは、次に掲げる事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
 - (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 契約履行の期限又は期間
 - (4) 契約履行の場所
 - (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (6) 保証金及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項
 - (7) 監督又は検査に関する事項
 - (8) 前払金、出来高払についての特約に関する事項
 - (9) 各当事者の一方から契約内容の変更又は中止の申出があった場合における損害の負担に関する事項
 - (10) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項
 - (11) 価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関する事項
 - (12) 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
 - (13) その他必要な事項
- 2 契約担当者は、前項の契約書に、契約の相手方とともに、記名押印しなければならない。 (契約書作成の省略)
- **第135条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書を省略し、前条第1項に規定する事項を約定し、これを誠実に履行する旨を記載した請書を提出させることができる。

- (1) 契約代金の額が100万円未満の指名競争契約又は随意契約をしようとするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物件の売却の場合において契約の相手方が直ちに代金を納付して、その物件を引き取るとき(次項第3号に掲げるものを除く。)。
- (4) 随意契約で契約担当者が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 次に掲げるものについては、前条及び前項の規定にかかわらず契約書の作成及び請書の提出を省略することができる。
 - (1) 1件の契約金額が20万円未満のもの
 - (2) 1件の金額が30万円未満の物件の購入で直ちに現品の引取りの終わるもの
 - (3) 1件の金額が60万円未満の物件の売却で契約の相手方が直ちに代金を納付してその物件を引き取るもの
 - (4) 物件の一時的な使用又は一時的な借上げに係るもの
- 3 前2項の規定は、自治法第234条の3に規定する長期継続契約で、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)第2条に定める契約に該当するものについては、適用しない。

(監督員の一般的職務)

- 第136条 契約担当者、契約担当者から監督を命ぜられた補助者又は局長から監督の委託を受けた者(以下「監督員」という。)は、必要があるときは、工事若しくは製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。)又は物件の買入れその他の契約に係る仕様書及び設計図に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれ等の書類を審査して承認しなければならない。
- 2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、 製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものと する。
- 3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることがないようにするとともに、監督において特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査員の一般的職務)

- 第137条 契約担当者、契約担当者から検査を命ぜられた補助者又は局長から委託を受けた職員(以下「検査員」という。)は、必要があるときは、請負契約の給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分を含む。)につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならない。この場合において、必要と認めるときは、当該契約に係る監督員の立会いを求めるものとする。
- 2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認(物件の既納部分の確認を含む。)につき契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前項に規定する検査員のうち契約担当者が検査を命ずる補助者は、消耗品又は郵便切手類の購入に係る 契約にあっては、検査を行う給付の内容に係る契約についての予算執行伺をした職員以外の職員でなけれ ばならない。
- 4 検査員は、第1項及び第2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 5 検査員は、契約の相手方又はその代理人を第1項、第2項及び前項の検査に立ち会わせなければならない。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により検査をした検査員は、検査調書を作成しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約担当者に提出するものとする。
- 7 検査員(局長から委託を受けた検査員を除く。)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、債権者の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記入し、記名押印して検査調書に代えることができる。
 - (1) 契約代金が100万円未満の契約
 - (2) 貯蔵品の購入に係る契約(納品書があるものに限る。)

- (3) 電気、ガス、水道又は郵便電信電話料に係る契約
- (4) 委託契約及び賃貸借契約のうち契約代金を定期に支払うことがあらかじめ定められている契約であっ て、1回当たりの支払金額が100万円未満のもの

別表第3(収益勘定)の表中「消費税及び地方消費税還付金」を削る。 別表第3(費用勘定)の表中	
(医師給) (看護師給) (医療技術員給) 薬剤師、臨床検査技師、治料 事務員名の他行政職 治料表の適用職員に 対する給料 看護補助員(免許任 用となっを除くく 用となっを除くく 用となっを除くく 開地員を決する給 補助理士、営繕・、運転大 での他各種医療技術 補助者等に対する給料	神縄県 神経事 神経事 神経事 神経事 神経事 神経事 神経事 神経事
「 賃金 員の賃金 報酬 臨時又は非常勤の顧 臨時又は非常勤の顧 問、参与及び嘱託員	沖縄県病院職 高会職 高会職 第二年度 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、
「食料費 運営会議、来客接待用等 に要する費用 カルテ、検査伝票、会計	事業執行上の必要性 性から実施される各種会 議、悪いのでは、 、懇談会等に要する。 、ののででは、 、のののででは、 、のののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののでは、 のでは、
「 長期前払消費税 勘定償却 長期前払消費税額償却 を 消費税及び地方 消費税	長期前払消費税額償却
改める。 別表第3(流動資産)の表中	
「 その他流動資産	前記の科目に属さないもの を

		<u> </u>			.77137077	
「一その他流動資産]	立替金(雇用保		病院事業の所有に属さない有価証券 一時的に金銭を立て替えるために支出する額	<u>3 · 3 /</u>	
	その他流動資産	険料) 立替金(光熱水費) 立替金(過誤納返戻資金交付) 立替金(その他)		前記の科目に属さないもの	<i>I</i> Z	

改める。

別表第3 (固定負債)の表中「(1以内に使用される見込みのものを除く。)」を削る。 別表第3 (流動負債)の表中

別表第3(流動負 「.	債)の表中			
その他流動負債	預り金	預り金(所得 税) 預り金(住民 税)		
		預り金(健康保 険料) 預り金(厚生年 金保険料) 預り金(介護保 険料) 預り金(公衆電		
		話料) 預り金(保証 金)		
引当金		並が 預り金(その 他)	前記の科目に属さないも の	
カ ⇒症	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手 当の支払に充てるための 引当額のうち1年内に使 用される見込みのもの	を
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与 のうち、当年度負担相当 額を見積り計上する引当 金	
	法定福利費引当 金		翌事業年度に支払う賞与 に係る法定福利費のう ち、当年度負担相当額を 見積り計上する引当金	
	修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった	
	特別修繕引当金		場合において、その修繕 に備えて計上する引当金 数事業年度ごとに定期的 に行われる特別の大修繕 に備えて計上する引当金 のうち1年内に使用され	

和0年3万23日 3	CHE H	- Z	羊以	(カ/F知 C	_
その他流動負債	その他引当金			る見込みのもの 前記の科目に属さないも の	J
引当金	賞与引当金			翌事業年度に支払う賞与 のうち、当年度負担相当 額を見積り計上する引当	
	法定福利費引 当金			金 翌事業年度に支払う賞与 に係る法定福利費のう ち、当年度負担相当額を	
	修繕引当金			見積り計上する引当金 企業の所有する設備等に ついて、毎事業年度行わ れる通常の修繕が何らか の理由で行われなかった 場合において、その修繕	
	特別修繕引当金			において、ての影響における に備えて計上する引当金 数事業年度ごとに定期的 に行われる特別の大修繕 に備えて計上する引当金 のうち1年内に使用され	
7. 小小大利.在唐	その他引当金			る見込みのもの	
その他流動負債	預り金	預り金(所得			
		税) 預り金(住民			
		税) 預り金(健康保			
		険料) 預り金(厚生年 金保険料)			
		通り金(介護保 険料)			
		預り金(雇用保険料)			
		預り金(公衆電 話料) 預り金(保証			
		金) 預り金(その			
		他)		前記の科目に属さないもの	
	預り有価証券			病院事業の所有に属さな い有価証券	
	その他流動負債			前記の科目に属さないも の	
女める。		L]
				業総務課総務・危機管班の	
別表第4中 年法征	津第73号)に基づ・	く児童手当	班長 病院 総務課士	Ē	ı
「 給与その他の給付	 及び児童手当法	(昭和46 本庁 総額		た機管理班の班	_

患者の護送に要する経費

病院 総務課長

最与 - ドゥフルトの供めそのルフ切りにせ	**************************************	
電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基 づき支払をする経費	直接文仏をする職員	
電気通信役務の提供を受ける契約に基づき 支払をする経費	直接支払をする職員	
債務の弁済を目的とするため供託する経費独立行政法人又は公社に支払う経費自動車駐車料、道路使用料、自動車損害保険料及び自動車重量税郵便切手類の購入及び交通機関による輸送に要する経費で即時支払を必要とするもの実験又は実習のため購入する物品で即時支払を必要とする経費即時支払をしなければ取得し、借り入れ、又は使用しがたい経費	直接支払をする職員	
賃金	本庁 病院事業総務課総務・危機管理班 の班長 病院 総務課長	を
患者の護送に要する経費 県の職員以外の者に支払う手当及び旅費で 直接現金の支払を必要とする経費 講習会、協議会その他これに類する会合の 参加に要する経費 交際に要する経費 医療事故に係る患者又は遺族に対する見舞 金等に要する経費 剖検に要する献体提供遺族に対する謝礼金 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費	直接支払をする職員	J
電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基 づき支払をする経費	本庁 直接支払をする職員又は総務企画 課総務・危機管理班の班長 病院 直接支払をする職員又は総務課長 病院総務事務センター 直接支払をする 職員又は副所長	
電気通信役務の提供を受ける契約に基づき 支払をする経費	本庁 直接支払をする職員又は総務企画 課総務・危機管理班の班長 病院 直接支払をする職員又は総務課長 病院総務事務センター 直接支払をする 職員又は副所長	
債務の弁済を目的とするため供託する経費 独立行政法人又は公社に支払う経費 自動車駐車料、道路使用料、自動車損害保 険料及び自動車重量税	直接支払をする職員	
郵便切手類の購入及び交通機関による輸送 に要する経費で即時支払を必要とするもの	本庁 直接支払をする職員又は総務企画 課総務・危機管理班の班長 病院 直接支払をする職員又は総務課長 病院総務事務センター 直接支払をする 職員又は副所長	
実験又は実習のため購入する物品で即時支 払を必要とする経費 即時支払をしなければ取得し、借り入れ、 又は使用しがたい経費	直接支払をする職員	に改め、同表
	I	

直接支払をする職員

県の職員以外の者に支払う手当及び旅費で 直接現金の支払を必要とする経費 講習会、協議会その他これに類する会合の 参加に要する経費	
交際に要する経費	本庁 直接支払をする職員又は総務企画 課総務・危機管理班の班長 病院 直接支払をする職員又は総務課長 病院総務事務センター 直接支払をする 職員又は副所長
医療事故に係る患者又は遺族に対する見舞 金等に要する経費 剖検に要する献体提供遺族に対する謝礼金 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費	直接支払をする職員

を別表第6とし、別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4 (第41条関係)

支出負担行為の整理区分表

款	項	囯	節	区分	支担と整る出行し理時	支出負担 担行為 の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考	支払伝票に証拠 書類として添付 する主な書類
	医業費用	給与費	給手報法利 料当酬定費		支出命とき	当該給与期間分	給与支払簿、支 出内訳簿		給与支払簿、支 出内訳簿
			退職給付費		支出命とき	支出する額	計算内訳書		計算内訳書
		材料費	給料医耗費材消品		契締る(命と約結と支令き	額(支出する		第のに契をすの単約たは弧よとき35規よ約省る又価にっ、書るがる条定り書略もは契あて括にこで	見積書、入札結果調書、契約書、請書、檢報書、檢報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報
		経費	厚生福利費		契締る(命と約結と支令き	額(支出する	請求書その他支 出決定の起因と なる書類	第のに契をすの単約たは弧条定り書略もは契あて括に	なる書類

17410年3月29日	亚	<u> </u>	半以			(カ/トカチ 0 カ)
					よる さが きる。	
	報償費	物購係の員費耗又耗費分る。 でにも職服消費消品区よ 出の。	支出す	給与支払簿		給与支払簿
	旅費交通費	支出命令のとき		旅行命令簿、請求書、証明書		請求書、証明書
	職服消費消品被品備	契締る(命と	契額出額	見 積 書 、 入 札 書、 入 札 書、 予定価格調 書、契約書案、 計書案、仕様書 (請求書)	第のに契をすの単約たは弧よとき35規よ約省る又価にっ、書るがる。条定り書略もは契あて括にこで	見積書、入札結果調書、検収書、請書、請書、請書、講書、請書、書、
	光熱水費	支出命令のとき	支出する額	請求書、支出内訳 (明細書)		請求書、支出内訳(明細書)
	燃料費	締結す	契額出額	請求書、支出内訳(明細書)	第のに契をすの単約たは弧よとき135規よ約省る又価にっ、書るがる条定り書略もは契あて括にこで	
	食料費	支出命令のとき		請求書、支出内 訳(明細書)		請求書、支出內 訳 (明細書)
	印刷製本費修繕費	契約結と支 (契約金額(する)	見積書、入札書、入札書、入札結果調書、予定価格調書、契約書案、	第135条のに契約まれ	見積書、入札結果調書、契約書、請書、検収調書、請求書

令和6年3月29日	金曜日	公 報		(号外第8号)
		命令のとき)	請書案、仕様書 をすの単約たは弧よとき の単約では弧よとき	
	保険料	契締る(命と教育出額の)	書、入札結果調 の 規 定	果調書、契約書、請書、検収調書、請求書
	賃借 料 通 費	契締る(命と教育出額の)	∐書、入札結果調 の 規 定	果調書、契約書、請書、検収調書、請求書
	円以上の固定	こ (支出 額) け 命 令 の み と き)	書、入札結果調 の 規 定	書、請書、検収調書、請求書
	諸会費	支出命支出す令のとる額	清求書その他支 出決定の起因と なる書類	請求書その他支 出決定の起因と なる書類
	租税公課	支出命支出す令のとる額	計 請求書その他支 出決定の起因と	請求書その他支 出決定の起因と

報

17410 平 3 万 2 9 日	亚唯卜	·		<u> </u>	羊以			(4)(4)
				き		なる書類		なる書類
		雑費	環備品入数料等の等等	契締る(命と約結と支令きをすき出の)	契額出額約(す)	見 積 書 、 入 札 書 、 入 札 書 、 入 札 書 、 予定価格 書 、 契約書 案 、 請書案 、 请書 求書 (請求書)	により	書、請書、検収 調書、請求書
	資耗費	固産費定除	局認長	契締る(命と 対結と支令き をすき出の)	額 (支	見 養 、 入 果	により	見積書、 見積結 契 札書、写書、 清 まい。 前 書、 は前書、 は前書、 は計書、 に前書、 はいまま。
	研究研修費	研究材			契額出額約(す)	見積書、入札書、入札書、入札書、予定書、列本、 書、列本語書、契約書書、 書書案、仕様書 (請求書)	のに契約定り書	見積書、入札結果調書、契約書、請書、検収調書、請求書

令和6年3	月29日	金曜日			公	報			(号外第8号	륫)
			謝金		支出命令のとき	支出する額	請求書その他支 出決定の起因と なる書類		請求書その他支 出決定の起因と なる書類	
			図書費		契締る(命と約結と支令き	額(支	見積書、入札書、入札書、予定価格閣書、予定書、契約書、契約書、書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書	のに契 親よ約書		
			旅費		支出命令のと	支出する額	旅行命令簿、請求書、証明書		請求書、証明書	
			研究雑	物品の購入等	契締る(命と約結と支令きをすき出の)	契額出額約(す)	見 積 書、入札書、入札書、入札書、予定価格調書、契約書案、計書案、估請求書)	第のに契をすの単約たは弧よとき35規よ約省る又価にっ、書るがる条定り書略もは契あて括にこで	見積書、入札結 果 調 書 、 契 約 書、請書、検収 調書、請求書	
				研修会参加料等	支出命令のと	支出する額	請求書その他支 出決定の起因と なる書類		請求書その他支 出決定の起因と なる書類	
	医業外費用	支払利息	企利長入息一入息リ資息そ利業息期金 時金 一産 の息債 借利 借利 ス利 他		支令き	支出する額	納入告知書又は 請求書、内訳明 細書その他支出 決定の起因とな る書類		納入告知書又は 請求書、内訳明 細書その他支出 決定の起因とな る書類	
		雑損失	その他雑損失		締結す	額(支出する	請求書その他支 出決定の起因と なる書類	の規定	請求書その他支 出決定の起因と なる書類	

140 1 0	7120 H	亚山田 日			十以			(.5) 35 3
							単約たは弧よとき価にっ、書るがる。契あて括にこで	
	特別損失	過損正そ特失度修他損	過支局議らめがしのく年出長(か局指たを)度は合あじ長定も除	締る(命と	契額出額約(す)	請求書その他支 出決定の起因と なる書類		
資支	建設費	施備資入り資入設費産費一産費整の購入の場合では、日本の場合には、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合には、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合には、日本の場合では、日本の場合には、日本の場合には、日本の場合には、日本の場合には、日本の場合には、日本の場合には、日本の場合には、日本の場合には、日本の場合には、日本の資では、日本の場合には、日本のものは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	建良をしと場は万上定にす合長設工施よす合,7円の資該るは承改事行うる又00以固産当場局認	命令の とき)	契額出額か(す)	設書、注意的、書書、書書書書書、書書、書書書書書。	第のに契をすの単約たは弧よとき35規よ約省る又価にっ、書るがる。条定り書略もは契あて括にこで	書、契し) 等 (写書、前書、 計 (前金 払請証証払 (2) 部分払請求 き 部分払請求
	企業債 償還金 償還金			支出命とき	支出する額	納入告知書又は 請求書、内訳明 細書その他支出 決定の起因とな る書類		納入告知書又は 請求書、内訳明 細書その他支出 決定の起因とな る書類
	無形固 定資産			支出命令のと	支出する額	請求書その他支 出決定の起因と		請求書その他支 出決定の起因と

11 4	11 O 14 O	万石3日	並 唯 口		ム	羊区			(カント分)と	<i>J)</i>
		投資			き		なる書類		なる書類	
	貯蔵品	薬診料給料燃そ貯		物品の購入等	契締る(命と約結と支令き	契額出額約(す)	見積書、入札書、入札書、入札書、予定価格案、書、契約書案、仕様書(請求書)	第のに契をすの単約たは弧よとき35規よ約省る又価にっ、書るがる。条定り書略もは契あて括にこで	見積書、入札結 果 調 書、 契約 書、請書、 検収 調 書 (納品書)、請求書	
	引当金	退付金特繕金そ引 船当 修当 他金		固 度 債	支令き	支出する額	請求書その他支 出決定の起因と なる書類		請求書その他支 出決定の起因と なる書類	
		賞当法利当特繕金そ引 福引 修当 他金		流債	支令き	支る額	請求書その他支 出決定の起因と なる書類		請求書その他支 出決定の起因と なる書類	

備考 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済のものの、支出予算に基づく支出負担行為として 整理する時期は、当該支出予算に係る会計年度の初日とし、その支出負担行為の内容を示す書類に は、継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済である旨の表示をするものとする。

別表第5 (第41条関係)

支出負担行為の整理区分

区分	支出負担行為として 整理する時期	支出負担行為の範 囲	支出負担行為に必要 な書類	支払伝票に証拠書類 として添付する主な 書類
資金前渡	資金の前渡を 行うとき	資金の前渡を要す る額	請求書、内訳書その 他資金前渡の起因と なる関係書類	
過年度支出 (局長合議) あらかじめ局 長が指定した ものを除く。	過年度の支出を行うとき	過年度の支出を要 する額	請求書、その他過年 度支出の起因となる 関係書類	
繰越 (契約繰越を したものに限 る。)	繰越した年度の初日	繰り越した額		当該事業に係る別表 第4による支払伝票 に必要な書類

条例で定める 長期継続契約 単価契約に該 当ついる 第4による。		予算額の範囲内に	当該契約に係る別表 第4による支出負担 行為に必要な書類	当該事業に係る別表 第4による支払伝票 に必要な書類
過誤払金返納 金の戻入	戻入を行うとき	戻入を要する額	計算書その他戻入の 起因を明らかにした 関係書類	
債務負担行為	債務負担行為を行う とき	債務負担行為の額	当該契約に係る別表 第4による支出負担 行為に必要な書類	
年度又は科目 更生	年度又は科目更生を 行うとき	更生を要する額	内訳書その他内容を 明らかにする書類	内訳書その他内容を 明らかにする書類

備考 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済のものの、支出予算に基づく支出負担行為として 整理する時期は、当該支出予算に係る会計年度の初日とし、その支出負担行為の内容を明らかにする 書類には、継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済である旨の表示をするものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第6号

沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局固定資産管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第10条中「搭載」を「登載」に改める。

第16条に次の1項を加える。

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合 又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

第18条中第1項を削り、同条第2項第1号中「使用」を「しよう」に改め、同項を同条第1項とする。第18条の次に次の2条を加える。

(使用承認)

- 第18条の2 所属長は、行政財産又は普通財産を使用させる場合は、次に掲げる事項を記載した行政(普通) 財産使用承認申請書(第1号様式の2)を提出させ、承認するときは行政(普通)財産使用承認書(第1 号様式の3)を交付するものとする。
 - (1) 使用しようとする行政(普通)財産の種類、所在、地番、地目又は構造及び数量
 - (2) 使用しようとする理由及び使用の目的
 - (3) 使用期間
 - (4) その他参考となる事項
- 2 行政財産又は普通財産の使用を承認する期間については、第21条の規定を準用する。 (異なる会計間の管理換え等)
- **第18条の3** 他会計との間において、固定資産の管理換えをしようとするとき、又は行政財産若しくは普通 財産を使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。ただし、局長が特にその 必要がないと認めるときは、この限りでない。

第24条第2項中「翌月の15日」を「翌月末日」に改める。

第43条第1項中「財務規程第108条」を「第16条」に改める。

別表第1中「使用面積に相当する土地の」を削る。

第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2 (第18条の2関係)

 第
 号

 年
 月

 日

殿

行政(普通)財産使用承認申請書

課長等名 印

下記のとおり行政(普通)財産の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 行政(普通)財産の種類及び名称
- 2 所在、地番、地目又は構造及び数量
- 3 使用を必要とする理由及び使用目的
- 4 使用期間

第1号様式の3 (第18条の2関係)

 第
 号

 年
 月

 日

殿

行政(普通)財産使用承認書

院長等名 印

年 月 日付け第 号をもって申請のありました下記行政(普通)財産の使用については、 下記のとおり承認します。

記

- 1 行政(普通)財産の種類及び名称
- 2 所在、地番、地目又は構造及び数量
- 3 使用目的
- 4 使用期間
- 5 使用承認条件

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程 7号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の 特例に関する規程を廃止する規程

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程(令和2年沖縄県病院事業局管理規程第12号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第6号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。 令和6年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程(令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第19条に次の1号を加える。

(18) 会計年度任用職員(会計年度任用医師、会計年度任用初期研修医師及び会計年度任用専門研修医師に限る。)が医療法(昭和23年法律第205号)第123条に規定する休息予定時間中に労働をした時間に相当する時間の休息時間を確保する場合 休息予定時間中に労働した時間に相当する時間(当該労働時間に1時間未満の端数がある場合には、1時間に切り上げる。)

第37条第2項に次の1号を加える。

(10) 離島救急患者ヘリコプター等搬送添乗業務手当

第45条の2の次に次の1条を加える。

(離島救急患者ヘリコプター等搬送添乗業務手当)

- 第45条の3 離島救急患者ヘリコプター等搬送添乗業務手当は、次に掲げる場合に支給する。
 - (1) 会計年度任用職員が、離島の救急患者搬送においてヘリコプター等に添乗する業務に従事したとき。
 - (2) 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員のうち管理者の定める職員が、離島の救急患者搬送態勢確保の業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号の業務 その勤務1回につき、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額 ア ヘリコプター等に搭乗し、目的地に到着した場合 次に掲げる額
 - (ア) 医師 40,000円
 - (4) 医師以外 10,000円

イ ヘリコプター等に搭乗した以後、目的地に到着しないで引き返した場合 次に掲げる額

- (ア) 医師 30,000円
- (4) 医師以外 7,500円
- ウ 病院等から出発してヘリコプター等に搭乗しないで引き返した場合 次に掲げる額
 - (ア) 医師 10,000円
 - (4) 医師以外 2,500円
- (2) 前項第2号の業務(前項第1号の業務が発生した場合を除く。) 次に掲げる額
 - ア 月曜日から土曜日まで 5,000円
 - イ 日曜日 10,000円

第47条第8項中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改める。

附則に次の1条を加える。

(離島診療所代替診療業務手当)

- 第8条 病院(診療所を除く。)に所属する医師が、週休日又は休日に、診療所において、駐在する医師に 代わり、診療所管理業務に従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として離島診療所代替診療業務手当を 支給する。
- 2 前項の離島診療所代替診療業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、30,000円とする。 別表第2を次のように改める。
- 別表第2 (第31条関係)

病院事業会計年度任用職員行政職給料表

職務の級	1 級
号給	給料月額
	円

和0年3月29	口 並唯口 公 教	(カグト第 0 万)
1	162, 100	
2	163, 200	
3	164, 400	
4	165, 500	
5	166, 600	
6	167, 700	
7	168, 800	
8	169, 900	
9	170, 900	
10	172, 300	
11	173, 600	
12	174, 900	
13	176, 100	
14	177, 600	
15	179, 100	
16	180, 700	
17	181, 800	
18	183, 200	
19	184, 600	
20	186, 000	
21	187, 300	
22	189, 600	
23	191, 800	
24	194, 000	
25	196, 200	
26	197, 900	
27	199, 400	
28	200, 900	
	222 422	
29	202, 400	
30	203, 800	
31	205, 200	
32	206, 600	
	000 000	
33	208, 000	

備考 この表は、会計年度任用職員で他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 別表第5中

	会計年度任用精神保健福祉事務員		_ _ を
[会計年度任用精神保健福祉事務員		

7740年3月29	日 巫帳日	<u> </u>	羊以		(7/1907
	会計年度任用病	院総務事務専門員			に改 1級33号給
める。					
別表第8中	1級99号給 1級10号 1級11号号 1級113号号 1級14号号 1級14号号号 1級15号号 1級17号号 1級17号号 1級19号号 1級20号 1級21号	34, 34, 33, 31, 30, 30, 29, 27, 27, 26, 25,	400 700 000 300 500 800 100 を 400 600 000 300 700 900	1級9号結 1級10号結 1級11号 1級12号 1級13号 1級14号 1級15号 1級16号 1級16号 1級17号 1級19号 1級20号 1級20号 1級20号	72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300 72, 300
	1 //2/21 3 //4		ا	1 //XII 3 //AI	

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第7号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程を廃止する訓令

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程(令和2年沖縄県病院事業局訓令第8号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議会事項

沖縄県議会訓令第2号

沖縄県議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和6年3月29日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇

沖縄県議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程(令和2年沖縄県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。

附 則